平成２９年（フ）第５８号
神奈川県座間市座間１丁目4177番地の１
ノーブルハイツ301号
債務者　渡辺　喜代
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第６２号
相模原市南区上鶴間本町５丁目11番15号　グランドソレーユ101
債務者　金巻　秀雄
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５号
新潟県佐渡市両津大川628番地
債務者　鬼子麻美子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口1011番地の９
レオパレスＹＲＯＰ　107号
債務者　川崎　文男
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１４７号
京都市伏見区石田桜木３番地　醍醐石田団地３－107、前住所京都市伏見区醍醐御霊ケ下町46番地24
債務者　片山銘木店こと河村顕市こと　河村　健一
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１９１号
京都府八幡市男山長沢９番地８　リバービューＡ305号
債務者　坂本　裕子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２３６号
京都市左京区吉田本町29番地22
債務者　伊藤　一生
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２４８号
京都府城陽市枇杷庄大堀134番地の14
債務者　石塚　祥平
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２５８号
京都市伏見区羽束師古川町647番地３　府営羽束師団地１－405
債務者　中川準子こと新藤純子こと　尹　　朱美
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２５９号
京都市伏見区深草フチ町56番地１　ハウスアルファ302号
債務者　森　　純
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２６６号
京都市伏見区小栗栖中山田町54番地５　府営住宅小栗栖西団地41－104、前住所京都市伏見区小栗栖中山田町12番地１　府営住宅小栗栖西団地４－106
債務者　西野内恵子（旧姓四至本）
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２６７号
京都市右京区太秦一ノ井町２番地　廣栄荘３号室
債務者　濵本　康輔
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４１号
大阪府南河内郡太子町大字春日124番地（Ａ－107号）
債務者　清水千恵美
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
大阪府富田林市伏山３丁目21番16―102号
債務者　中西みどり（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１４０号
大阪府羽曳野市野205番地の137
債務者　田尻めぐみ
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１７０号
広島市南区東雲本町３丁目２番12―203号
債務者　小林　康孝
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部